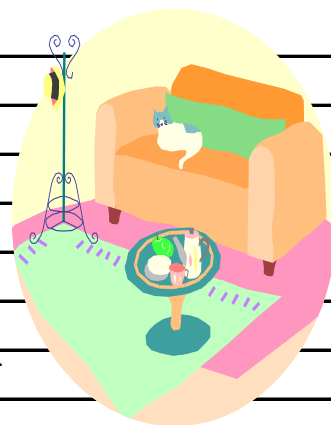


住まい快適助成事業対象工事一覧(例)

●住宅の改築・増築・減築などのリフォームを伴わない設備機器、備品等の購入・設置などや町の住宅にかかわる他の補助制度を利用している場合は対象外となります。
●発注者から工事を請負った施工者が、一括で下請け工事をした

No	住まい快適工事の内容	備考
対象	1 既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
	2 浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム	
	3 給排水衛生設備工事	増築、改築、減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。宅外配管・配線工事を含む。
	4 給湯設備工事	
	5 換気設備工事	
	6 電気設備工事	
	7 ガス設備工事	
	8 オール電化住宅工事	
	9 屋根のふき替え、塗装、防水工事	
	10 外壁の張り替え、塗装、強化工事	
	11 部屋の間仕切りの変更工事	
	12 床材、内壁材、天井材の張り替え、塗装等の内装工事	床暖房工事も可
	13 床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	14 ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え	畳の表替え、裏返しも可
	15 雨どい等の取り替え、修理、新設	
	16 建具・開口部の取り替え、新設工事	手動・電動シャッターも可。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸も可。
	17 造り付け収納家具工事	大工工事が伴うものに限る。



一部対象	18 バリアフリー改修工事(手すりの新設、段差解消、廊下の拡幅)	町の他の補助事業を受ける場合は対象外
	19 耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等)	木造住宅耐震改修工事等補助を受けている場合は不可
	20 防音工事(天井、壁、サッシの改修工事等)	国の住宅防音工事補助を受けている部分は不可
	21 住宅の解体工事	解体工事のみは不可。増築、改築、減築工事などが伴う場合は可。

対象外	22 車庫、物置、倉庫等の工事	
	23 店舗、工事、事務所等のリフォーム	
	24 門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	25 植樹、剪定等の植栽工事	
	26 雨水浸透ますの設置工事	
	27 太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
	28 雨水タンク設備の設置工事	
	29 防犯ライト・カメラの設置工事	
	30 電話、インターネット、テレビアンテナの設備・配線工事	BS・CSテレビアンテナ等
	31 エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス、石油暖房器具等、家具の購入・設置	
	32 消火器等消防用品、各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器、ガス漏れ警報機も不可
	33 シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	
	34 ハウスクリーニング、配水管、排水管清掃等	
	35 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	

